

役員退職手当支給規程

社団法人 河川ポンプ施設技術協会

(社)河川ポンプ施設技術協会 役員退職手当支給規程

(目的)

第1条 役員退職金に関しては、この規程に定めるところによる。

(退職金の支給)

第2条 退職金は、役員が退職したときは、その者に、役員が死亡したときは、その遺族に支給する。

(退職金の額)

第3条 退職金は、当該役員にかかる俸給月額に、その者の在職期間1ヶ月につき、100分の12.5を乗じて得た額とする。

2 前項に規定する俸給月額は、在職期間中における各月の本給、調整手当及び業務執行管理手当の合計額とする。

3 第1項の額に1円未満端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(退職金の減額等)

第4条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退職金を減額し、又は支給しないことができる。

- 一 (社)河川ポンプ施設技術協会定款(以下、「定款」という。)第16条(2)の規定に基づき、役員を解任されたとき
- 二 その他、定款第16条(2)に規定する行為に準ずる行為があり、理事会において退職金を減額し、又は支給しないことが適当である認められるとき

(在職期間の計算)

第5条 在職期間の月数の計算については、役員となった日の属する月から、退職し、又は解任され、又は死亡した日の属する月までを計算するものとする。

2 役員が引き続き再任されたときは、引き続き在職したものとみなす。

附則

1 この規定は、平成17年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日より前の在職期間に係る退職金の計算については、なお従前のとおりとする。